

中央内視鏡部洗淨・滅菌等業務委託仕様書

本仕様書は、公立陶生病院組合（以下「委託者」という。）が、公立陶生病院（以下「当院」という。）中央内視鏡部に係る洗淨、滅菌等業務（以下「委託業務」という。）を委託するための業務内容等を定めるとともに、業務を受託するもの（以下「受託者」という。）が、本仕様書に従い、効率的かつ衛生的に、診療材料供給等の業務を遂行することにより、医療の質の向上に寄与することを目的とする。

なお、本仕様書については、一応の基準を示すものであり、本仕様書に記載されていない事項については、互いに協議し、信義、誠実に履行するものとする。

【業務仕様書】

1 件名

中央内視鏡部洗淨、滅菌等業務

2 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 受託場所

愛知県瀬戸市西迫分町160 公立陶生病院東棟2階中央内視鏡部

4 施設概要等

(1) 建物（令和8年1月1日現在）

北棟 地下1～地上5階

西棟 地下1～地上8階

東棟 地下1～地上9階

(2) 診療体制（令和8年1月1日現在）

病床数 633床

診療科 30科（内科、脳神経内科、呼吸器・アレルギー疾患内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、内分泌・代謝内科、血液・腫瘍内科、緩和ケア内科、化学療法内科、感染症内科、精神科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科、歯科口腔外科、病理診断科）

5 業務受託日

受託業務を実施する日（以下「業務受託日」という。）は、月曜日から金曜日までとし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定された休日（以下「休日」という。）及び年末年始（12月29日から1月3日までの日）は業務受託日から除くものとする。

6 受託業務時間等

業務時間は午前8時30分から正午までとする。

7 設備等の使用

業務の遂行に必要な設備、器具、衛生用品等（以下「設備等」という。）については、委託者が受託者に提供するものとする。ただし、受託者の過失等による修理費用等については、受

託者が実費を負担するものとする。

また、設備等に係るメンテナンス費用は当院が負担する。加えて、水道、光熱費、入手困難な消耗品、備品等は当院が提供するものとする。受託者及び従事者は、これらの使用にあたっては、経費の削減に努めるとともに整理整頓を行い、衛生的な環境で業務を行えるように十分注意することとする。なお、従事者の制服、靴、名札、帽子等については、受託者にて用意するものとする。

8 人員の配置

- (1) 受託業務については1名を配置することとする。
- (2) 受託業務については器具等の洗浄、滅菌業務の知識を必要とするため、器具等の洗浄・滅菌業務当該業務経験を有し、日本医療器機学会が制定する「医療現場における滅菌保証のガイドライン」及び日本消化器内視鏡技師会が制定する「内視鏡の洗浄・消毒に関するガイドライン」を遵守できる者とする。

9 委託業務内容

委託業務に関する主な業務は次のとおりとする。

- (1) 各種ファイバー（洗浄業務優先）
 - ア ファイバーの外表面の洗浄
 - イ 吸引・鉗子チャンネルのブラッシング
 - ウ シリンジで洗浄液を通し、ブラッシング
必要時副送水チューブを取り付け、シリンジで洗浄液を通す
 - エ 洗浄装置への設置、漏水検知
 - オ 洗浄装置からの取り出し、拭き上げ
 - カ ファイバー庫の定位置に保管
 - キ 使用するファイバーへの付属器の取り付け
 - ク 透視室で使用するファイバーをシートで包装
- (2) デバイス・付属品
 - ア デバイス・付属品の浸漬洗浄
 - イ セットごとにビニール袋に入れ、回収ボックスに入れる
 - ウ 滅菌管理バーコードの準備
- (3) エコープローブ
 - ア エコープローブの外表面の洗浄
 - イ 洗浄装置へ設置
 - ウ 洗浄装置からの取り出し、拭き上げ
 - エ 消毒済みエコープローブをシートで包装
- (4) 外回り業務
 - 滅菌済み器材の収納
- (5) その他業務
 - ア 洗浄室・清潔室の始業準備
 - イ ファイバー庫の清拭1回/日（アルコール）

- ウ ファイバー庫のドレープ交換 1 回/週
- エ 西棟にあるファイバー洗浄・消毒・拭き上げ・保管 1 回/週（運搬はエイドによる）
- オ 浸透槽の片付け

9 服務規律等

受託者は従事者に対し、業務を行うに適した統一された服装及び名札を着用させ、従事者であることを明確にするとともに、常に整理整頓を心がけ清潔を保ち、業務終了時は速やかに業務に関係した箇所の後片付け及び清掃等を行わなければならない。

受託者及び従事者は業務の履行を通じて知り得た患者のプライバシー、業務上の秘密や業務手順書等の資料を第三者に漏らしたり持ち出したりしてはならない。このことは契約期間満了後及び解除後においても同様とする。

受託者及び従事者は、委託業務に関連する法令等を遵守するとともに、当院の信用を失墜する行為をしてはならない。

10 教育管理体制

受託者は従事者の資質を向上させ、業務を的確かつ安全に行うため、従事者の研修計画を立案・実行するとともに、新規採用の従事者については、講習及び実習により、次に掲げる事項の研修を行うものとする。

- (1) 感染の防止と主な感染症
- (2) 取り扱う医療機器等の名称と機能
- (3) 取り扱う医療機器等の名称と使用目的
- (4) 接遇に関する心構え
- (5) その他業務遂行に必要な運用手順

受託者は、実施した指導・教育等についての報告書を実施月の翌月 10 日までに当院に提出すること。また、年度末には 1 年間に実施した指導、教育等についての一覧を当院に提出すること。

11 安全管理、危険防止等

受託者及び従事者は、業務の実施にあたって、関係法令を遵守するとともに、十分な安全確保に努めなければならない。

受託者及び従事者は、不注意や無自覚な行動が重大な事故に結びつく可能性があることを認識し、業務の履行にあたっては、最大限の注意を払わなければならない。また、受託者及び従事者は業務の実施にあたって、当院及びその職員又は第三者に危害又は損害を与えないよう万全の措置を取らなければならない。

洗浄や滅菌工程の不具合、滅菌不良が発生した場合は、当院の「感染防止対策マニュアル」に従い、速やかに臨床工学部技師長に報告し適切に対応すること。

12 緊急時の対応体制、連絡体制の確立

受託者は、受託業務に係る事故等が発生した場合には、速やかに情報を収集し、書面をもって臨床工学部技師長に事故について報告しなければならない。また、受託者は適切な処置を講じて事故等による影響等を最小限に止める措置を講じるとともに、再発防止のため、委託責任者等と協議し、適切な措置等を講じなければならない。

13 従事者の健康管理

受託者は、常に従事者の健康管理に万全の注意を払い、感染症等に罹患した者または罹患が疑われる者を業務に従事させてはならない。

従事者に関する健康管理については、受託者の負担において、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、従事者の定期健康診断を行い、B型肝炎ウイルス及びC型肝炎ウイルスの検査を新規採用時及び年1回以上行わなければならない。また、また、受託者は、実施した定期健康診断等の結果について、従事者のプライバシーに配慮したうえで当院に書面で報告すること。

14 従事者の交代等

受託者は、契約当初に従事者の一覧表を委託者に提出すること。この中には、緊急時に受託者の責任者に連絡が取れるよう連絡先を明記すること。また、受託者は、従事者を交代させる場合は、その旨を事前に委託者に書面にて報告するとともに、業務に支障が出ないよう十分な引き継ぎを行うこと。また、交代後の従事者の一覧表を速やかに委託者に提出すること。

委託者が勤務態度、その他の事由により必要と認めた従事者について受託者に改善を申し出た場合、速やかに必要な策を講じ改善を図らなければならない。

15 契約の解除

次の事項に該当する行為があった場合は、契約を解除できるものとする。

- (1) 正当な理由なく業務が著しく遅延した場合
- (2) 正当な理由なく責任者の指示に従わない場合
- (3) その他不正な行為が見られた場合

16 その他

- (1) 受託者は、従事者の欠員、その他いかなる理由によっても受託業務を停滞させることなく、受託者の責任において対処しなければならないものとする。
- (2) 受託者は、受託業務に関連する法令等を遵守するとともに、委託者の信用を失墜する行為をしてはならないものとする。
- (3) 受託者は、契約履行中に知り得た業務上の秘密、業務手順等の資料や個人情報など各種情報を第三者に漏らしたり持ち出したり、又は他の目的に使用してはならない。なお、契約期間満了後、又は契約解除後においても同様とする。
- (4) 受託者は、作業中の事故等により第三者に被害・損害が生じた場合や、委託者の建築物、備品等に損害を与えた場合は、受託者の責任により処理を行い、直ちに弁償しなければならない。このため受託者は賠償責任保険に加入し、加入証の写しを契約締結時に委託者に提出すること。また、契約期間中に当該賠償責任保険の変更、更新等を行った場合も同様とする。
- (5) 受託者は、災害発生時及び災害発生の事前情報発令時等においては、委託者に協力して対応すること。
- (6) 受託者は、本仕様書に基づく委託業務において、契約期間満了等により本委託業務を継続することがなくなる際には、他の受託業者又は職員に対して、本委託業務に関する引継ぎ等について書面を含め、誠意をもって充分に行うこと。
- (7) 感染症等への対応等の事情により、業務内容等変更の必要が生じた場合は、速やかに委託

者及び受託者で協議し、適宜可能な範囲で対応すること。

- (8) 本仕様書に記載されていない事項に関して疑義が生じた場合は、委託者及び受託者の双方が協議の上、決定するものとする。